**平成２２年（フ）第２５１号**
北海道旭川市２条通２丁目577番地の１　２条ハイツ201号室
債務者　三浦由香里（旧姓椋元）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２７８号**
北海道旭川市東光７条３丁目４番17号　デリフ東光307
債務者　内木　龍麿
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８５号**
北海道旭川市永山８条６丁目２番12号　コットンハウス16―203号室
債務者　木下　朋美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８６号**
北海道旭川市９条通23丁目４番地　９条通クラブハウス201号室
債務者　菊池　琴映
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８９号**
北海道旭川市緑が丘２条２丁目１番地の１市住1245号
債務者　飯森志津子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２９４号**
北海道雨竜郡沼田町字共成96番地２
債務者　大石　幸男
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２９５号**
北海道富良野市若葉町１番15号
債務者　中川　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３００号**
北海道旭川市末広６条７丁目８番11号
債務者　関野由美子（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９４号**
釧路市旭町24番1056号　コーディアルタウン旭橋1056号室、住民票上の住所釧路市旭町24番1056号
債務者　斉藤由利香（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第９２号**
福島県喜多方市岩月町橿野字下台前98番地
破産者　本間ホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２１年（フ）第１８６９０号**
栃木県那須塩原市美原町４番地128
破産者　有限会社那須住宅資材センター
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２０年（フ）第１９１号**
静岡県熱海市春日町15番33号　奥津方、破産手続開始時の住所静岡県熱海市網代247番地
破産者　亡小澤髙嘉相続財産
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第８８４号**
神戸市東灘区深江浜町77番地
破産者　有限会社エフキューブ
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第５８３号**
川崎市宮前区馬絹1318番地
破産者　株式会社テッツ
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第５８４号**
川崎市宮前区馬絹1318番地８
破産者　株式会社アサヒ
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第８３３号**
広島市西区観音新町３丁目９番37―103号
破産者　佐々木内装こと　佐々木　進
1　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
2　一般調査期日　平成22年10月29日午後２時　平成22年７月29日
広島地方裁判所民事第４部